

平成27年(ワ)第13029号、23507号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征ほか1581名

被告 国

更新弁論意見書(その1)

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 山田正

同 岩月浩



1 原告らのこれまでの主張の概略

本件訴訟の請求の趣旨は、訴訟提起当初はTPP交渉の差止め、平成28年2月にTPPが各国間において妥結された以降は、TPP締結の差止めを求めるものである。これらはいずれも、TPPが日本国憲法に定める原告らの人権を侵害することを理由としている。

これまで原告らは、訴状以下、第24準備書面までを裁判所に提出し、TPPの交渉および締結によって人権侵害が生じると考えられる主だった点について整理して主張した。

原告らがこれまで取り上げてきたTPPの問題点を具体的に挙げると、ISD条項(原告第2準備書面)、食の安全(原告第3準備書面)、医療(原告第7準備書面)、農業(原告第8準備書面)、政府調達(原告第11準備書面)、国有企業(原告第12準備書面)、著作権(原告第13準備書面)、金融サービス(原告第17準備書面)、労働(原告第18準備書面)、規制の整合性(原告第22準備書面)、水産業(原告第23準備書面)、越境サービス貿易(原告第24準備書面)などである。

これらに加え、TPPの交渉および締結によって自らの生活や権利を脅かされる

当事者、あるいは、TPPによって大きな影響を受ける当該分野の専門家として、原告らは、自らの把握している具体的事実やTPPに対する見解について、各準備書面において主張した。

具体的には、TPPによる日本の国と社会に対する破壊作用やISD条項の問題性について（原告第4準備書面）、食物アレルギー表示の現状と食物アレルギーを持つ子どもの親としての懸念について（原告第5準備書面）、生活協同組合の観点からTPPに関する情報公開が不足していることや日本の食の安全・環境・医療等が被る影響に大きな不安があることについて（原告第6準備書面）、TPPにより日本政府が膨大な追加予算の支出を余儀なくされることや日本の農業等の収益性が著しく悪化することについて（原告第10準備書面）、薬価の決定プロセスが変更されることにより薬価が高騰・高止まりすることの問題性について（原告第15準備書面）、農産物の産地表示制度や野菜価格安定基金制度が失われる可能性があることについて（原告第16準備書面）、TPP交渉が秘密裏に行われ情報公開がなされていないことや遺伝子組み換え作物等に関連して食の安全が脅かされることについて（原告第20準備書面）、秘密交渉により締結されるTPPによって日本の共済事業の解体や金融システムの不安定化等の結果がもたらされることについて（原告第21準備書面）などである。

本更新意見においては、これまで述べた上記の問題点のうち若干の点について、補足して説明を加える。

2 今後の審理においてなされるべきこと

原告らは上記に述べたとおり、TPPの交渉および締結の問題点について、広範かつ詳細に主張している。しかし、被告は原告らの主張に対し、訴えの利益がないという形式的な主張や、被侵害利益がないなどという一般的・抽象的な反論に終始し、原告らの主張する具体的な事実関係や具体的な制度の問題点の指摘については何ら反論していない。TPPが国民生活や社会に与える影響の大きさに照らせば、

被告は原告らの提起する問題点に真摯に向き合い、誠実に主張反論を尽くすべきであり、裁判所からも積極的に認否反論を促すべきである。

また、原告らがこれまで主張してきたT P Pの交渉および締結における問題点のうち、これらによって国民生活および社会にもたらされる影響について詳細かつ理論的な点での立証を行うためには、専門家証人による証言が不可欠である。具体的には、T P Pという条約の形態がはらんでいる法的問題点に関する専門家、農業や医療などT P Pによって影響を受ける個別の分野に関する専門家などの取り調べが必要なのである。

加えて、原告らがこれまで主張してきたT P Pの交渉および締結の問題点のうち、特に原告らの被侵害利益に関する具体的事実の立証のためには、原告ら本人尋問を実施する必要がある。T P Pの交渉および締結により生じる権利侵害の実態について、農家や医療従事者、子どもを持つ親などの立場から、具体的な侵害の実態や強い不安などが、当事者の言葉として具体的に法廷で語られなければならないのである。なお、原告らのうち数名は、口頭弁論期日における意見陳述や、準備書面の提出および陳述を行っているものの、これらは証拠調べとしてなされたものでないから、改めて原告ら本人尋問が行われなければならないことは当然である。

3 結語

以上に述べた次第であるから、本更新期日を経たうえで、さらに適切な審理がなされることを求めるものである。

以上